

横浜市鶴見区と学校法人総持学園鶴見大学との包括連携協定書

横浜市鶴見区（以下「甲」という。）と学校法人総持学園鶴見大学（鶴見大学短期大学部を含む。以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、地域のより一層の飛躍、発展に資するため、次のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互の緊密な連携と協力により、双方の持つ知的・人的・物的資源を有効活用することにより、地域の課題に適切に対応し、活力ある個性豊かな地域社会の発展に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条に掲げる目的を達成するため、次の事項について連携し、協力し、両者の担当部署において積極的に推進するものとする。

- （1）防災・防犯に関すること
- （2）子育て支援・青少年の育成に関すること
- （3）福祉・健康・医療に関すること
- （4）文化・芸術・スポーツに関すること
- （5）まちづくり・環境保全に関すること
- （6）前各号に掲げるもののほか地域の諸課題の解決に関すること

（協議）

第3条 甲及び乙は、前条各号に定める事項を効果的に実施するため、各年度の具体的な計画やその実施結果について、定期的（年2回以上）に協議を行うとともに、必要に応じて随時協議を行うものとする。

（本協定の見直し）

第4条 本協定の変更については、甲及び乙のいずれかから申し出があるごとに、協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とし、その更新については、

本協定の有効期間が満了する日の3か月前までに、甲及び乙で協議を行うものとする。

(その他)

第6条 本協定に定めのない事項、又は本協定に定める事項に関して疑義等が生じた場合については、甲及び乙で協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名捺印の上、各自その1通を保有する。

平成26年7月29日

甲 横浜市鶴見区鶴見中央3丁目20番1号 乙 横浜市鶴見区鶴見2丁目1番3号
横浜市鶴見区長 学校法人総持学園 鶴見大学長